

メランヒトン『巡察指導書』の背景と内容

－法の価値と自由意志を強調する理由－

菱刈晃夫

はじめに

前稿ではカテキズムめぐりメランヒトンとアグリコラが対立する思想的背景について明らかにした¹。とくに律法の果たす三つの役割あるいは用法、つまり①政治的用法、②神的用法、③教育的用法において、アグリコラが主に①を認めるのに対して、メランヒトンは併せて②と③の重要性を共に説いたのであった。その成果は最終的に1528年の『ザクセン領内教会巡察指導書』(Unterricht der Visitatoren an die Pfarhern ym Kurfurstenthum zu Sachssen)略して『巡察指導書』にドイツ語でまとめられた。その社会的背景については簡単に触れたが、引き続き本稿でも、メランヒトンがこれら律法あるいは法のもつ価値と、さらに自由意志とを強調せざるをえない社会的および思想的背景すなわち外的かつ内的な背後事情について、より明確にしたい。これまで日本では詳しく取り上げられてこなかった『巡察指導書』の底本となる1527年のラテン語原典にも分け入りながら『巡察指導書』の背景と内容を浮き彫りにしよう。まずは未紹介のメランヒトンの書簡を資料とし²、『巡察指導書』めぐる外的背景とメランヒトンの目に映った状況の素描から始める。

1 節 巡察の背景と状況

すでに見たように『巡察指導書』が1528年にまとめられるまでには宗教改革運動の進展に伴うさまざまな問題が生じた³。ザクセン選帝侯領内も、熱狂者、心霊主義者、農民戦争の中心人物であるミュンツァーらの活動により荒廃していた。教会や学校も含めて制度的な再建を行うにしても、まずは領内の現実の状況を把握する必要があった。そこで巡察が命じられるが、それをザクセン選帝侯ヨハン(Johann der Bestätige, 1468-1532)に直接的に促したのはルターである⁴。ヨハンへの1526年11月22日付の手紙には、こう記されている。

恵みとキリストにおける平和が殿下にありますように。……

なかんずく、日々生まれ成長していく貧しい若者たちを教育し、神への畏敬としつけを彼らに得させることがわれわれすべて、とくに政府の義務でありますので、われわれは学校と説教師、牧師とを持たねばなりません。年とった者がそうしようとしなければ、彼らはますます悪魔になびいていくでしょ

う。しかし若者たちがゆるがせにされ、無教育のまま放置されるならば、それは政府の責任であります。そして、その結果粗野で役立たずの人間が国土を満たすこととなりますが、そのようなことを防ぐのは神の命令であるのみならず、われわれすべての必要事でもあります⁵。

ルターは「教育」すること (zu ziehen)、「神への畏怖」(Gottesfurcht)への教導、「しつけ」(Zucht)が領主による政府すなわち当局 (Oberkeit)の責任である⁶、と直截にヨハンへ訴えかけている。そして1527年6月16日、ザクセン選帝侯より訓令と命令 (Instruction und befehl)が出された⁷。命じられたのは、プラウニッツ (Hans Edler von der Plaunitz, ?-1535)、シュルフ (Hieronymus Schruff, 1481-1554)、ハウビッツ (Asmus von Haubitz, 不明)、そしてメランヒトンであった。シュルフはヴィッテンベルク大学にてメランヒトンの同僚であり法学博士、残り二人は選帝侯の顧問官である。領内各地の財政および教育に関する諸問題について、シュルフとメランヒトンは主に後者、すなわち人々の教育や教養の程度、教会の現状について調査することになる。

巡察官は、それぞれの地の牧師、説教師、副牧師、学校、学校教師が、説教、教理、司牧に関していかほどの能力を持つか、また彼らの品行がいかようであるか、彼らが今後これらのことをどの程度適切になしうるか、を調べるべし⁸。

宗教改革の進行と共に新しい教会の担い手たる牧師は学校を通じて養成される必要が生じたが、その学校の設立や大学の改革も同時進行で進められていた⁹。しかし、なかなかルターやメランヒトンが思うようには進まなかった。そこでヴァイダからカーラに向かって始まった巡察より¹⁰、牧師や学校教師を含め民衆に至るまで、その驚くべき無知と無教養さらに無教育が暴露された。牧師や学校教師たちの無学が民衆の無知を招き、そうした人々のあいだからはまた無学な牧師や学校教師たちが再生産される。メランヒトンの書簡から、彼の見た現実を追ってみよう。

まず1527年8月9日前、カーラよりニュルンベルクの親友カメラリウス宛の書簡には、こう記されている。

私はこのときにもっとも煩わしい仕事の中で、見て、携わる限り、確かに何の成果も〔喜びも〕ありません。それどころかすべてが、一部は教えの無知によって、部分的には邪悪によって混乱させられています¹¹。

すべてが「教えの無知」(institia docentium)つまり教育不全による無知と、当地に蔓延る「邪悪」(improbitas)によって混乱に陥っている様子が伝えられている。そこでの骨折り仕事(negotium)には何の成果も喜びもない、と徒労感をメラニヒトンは親友に対して赤裸々に吐露している。

次に1527年8月13日、アイゼンベルクよりザクセン選帝侯ヨハン宛、プラニッツ、ハウビッツそしてメラニヒトンの連名による書簡には、こう記されている。

なぜなら司祭や牧師の大部分はほとんどが粗悪で役に立たない。民衆は十分に教育されていない。それどころかすべての村々では福音のただ一部だけが、つまり「罪の赦し」だけが説かれていて、「悔い改め」は説かれていない。これによって民衆は以前よりも、その良心において、よりひどく粗野な状態にある¹²。

はじめに聖職者の無能と無知が指摘され、したがって民衆にも十分な教育が及ばず、しかも「悔い改め」(paenitentia)ではなく「罪の赦し」(remissio peccatorum)だけが説教されることにより、人々の「良心」(gewissen)はかつてよりもいっそう鈍磨し荒廃している、とメラニヒトンらはヨハンに伝えている。メラニヒトンがアグリコラとは異なり、ここに律法の役割を強調せざるをえない理由および背景が明記されているといえよう。悔い改めは律法によって引き起こされるとメラニヒトンやルターは捉えるからである。ともかく有能な聖職者を養成するにも学校の設立と教育の普及が急務である。ちなみに1527年10月終わり、イェナよりアイスレーベンのアグリコラ宛の書簡にも、「信じがたい無知」(incredibilis institia)¹³とか「無学な人々」(homines indoctos)¹⁴とかいった表現で、メラニヒトンは教育を受けていない—受けられない—民衆の嘆かわしい様子を、たびたび伝えている。

このように福音を「悔い改め」なしの「罪の赦し」とだけ安易に告げ回る聖職者の無教養とその悪弊は¹⁵、民衆のみならずカトリック教会に残されたよき教えや儀式に対しても及び、領内は荒れ果てた状況にあった。こうした一面的な信仰と福音の理解は民衆の無抑制にも拍車をかける。というのも何をしてもすべての罪は赦されるのだから。メラニヒトンの目には人々が信仰義認論の基本が理解できていないと映った。また聖職者も同様である。宗教改革の根本モチーフである信仰義認論は、決して「正しく」すべての人々に受容されたわけではない。当時の神学者内でもアグリコラやミュンツァーやカールシュタットらを含め、じつに多様なヴァリエーションを生みだした¹⁶。その後も同様である。その誰しもが初期のルター神学との出会いに端を発している。結果として目の当たりにするような状況をメラニヒトンはルター派当局の責任ある一員としても望ましい方向に指

導していかななくてはならなくなる。それがメランヒトンに与えられた責務であった。ただし先に引用したように親友のカメラリウスに対しては、その大きな疲労感を率直に打ち明けていたというわけである。

そもそも信仰義認論はルターによる「義人であると同時に罪人」(simul iustus et peccator)という定式からして、悔い改めと罪の赦しが生涯にわたりワンセットとなって生成し深化するというダイナミックな動態を表現していた¹⁷。つまりキリストへの信仰は全生涯に及ぶ実存的な出来事そのものである。そうした信仰によるキリスト者の「再生」(renascor)は死に至るまで非連続の連続として持続されるべき動態なのである¹⁸。しかるに今や領内を巡察してメランヒトンは罪の赦しという信仰義認論の一方だけが独占的に説かれる状況を嫌というほど見せつけられた。ゆえに今こそもう一方で必要不可欠なのは悔い改めを説くことである。悔い改めによってこそ信仰への準備がなされ、そこでキリストを信じることにより罪の赦しが恩恵によって与えられる、とメランヒトンは考えるからである。こうした実存的な内的運動そのもの—キリスト教的生—をキリスト教的人間は生涯にわたり生きるのである。常に非連続的に連続して全体として持続的に再生するキリスト教的人間。これがメランヒトンのキリスト教的人間観であり、それを彼は人間学にまで深化し発展させたのであった¹⁹。そしてこれを実現するための教育の一つのツールとしてカテキズムも編まれたのである。では何によって悔い改めは生じるのか。むろんメランヒトンによれば律法である。以上のような背景と状況が『巡察指導書』の内容に色濃く反映されていくことになる。

2 節 『巡察指導書』の内容

メランヒトンが律法の三つの役割を強調する背景と状況がより明瞭となったであろう。さっそく彼は結論を 1527 年 7 月初め『ヴァイダ条項』(Weidaer Artikel)としてラテン語で簡潔に合計 32 の条項に箇条書きとしてまとめた²⁰。数週間後には自身の考えを詳しく付して『ザクセン領内で巡察官によって行われたことに関する条項』(Articuli de quibus egerunt per Visitatores in regione Saxoniae)、約して『条項』が同じくラテン語で記された²¹。内容は「まず信仰とは何か」(primum quid sit fides)から始まり、「十字架について」(de cruce)から最後の「律法について」(de lege)まで、合計 17 の項目から成り立っている。これが翌年 1528 年に公にされた『巡察指導書』の原案となるが²²、同時にアグリコラとの反律法論争の引き金にもなる²³。まずは『巡察指導書』の基礎ともいえる『条項』の内容から見ていこう。

『条項』の冒頭には審査すべしとされる 20 の項目が記されている。むろん最初に挙げられているのは律法すなわち十戒についてである。

1. 十戒について、十戒を教えているか、そこから畏れの教えを伝えているか。身体的そして永遠の罰について。罰の相違、個々の不品行について。

De decalogo, an doceant decalogum, ex quo tradant doctriam timoris.
De poenis corporalibus et perpetuis. Differentia poenarum, de singulis vitiis.

2. どのように信仰を教えているか、信仰とは何か、どのように私たちはそれに従うか、どのように人間が義とされるのを教えているか。

Quomodo fidem doceant, quid sit fides, quo consequamur eam, et quo doceant homines iustificari.²⁴

そして7番目に「悔い改めについて。それは何か。そしてその部分は」(De poenitentia, quid sit, Et quae sint eius partes)と続き、17番目には「学校について」(De scholis)とある。20の項目の後に『条項』の序文と本文が続く。序文には、こう記されている。

司祭はキリストの実例に従わなければならない。キリストが悔い改めと罪の赦しを教えたらずに、司祭はそれを教会に伝えなければならない。今や民衆は信仰について叫んでいるが、しかし信仰とは何であるか、もし悔い改めが説教されないなら、理解されるのは不可能である。彼らは明らかに新しい葡萄酒を古い革袋に注ぎ込んでいるのだ。彼らは悔い改めなしの、神を畏れることの教えなしの、律法の教えなしの信仰について説教している。そして民衆をある種の肉的な安心へと習慣づけている。その安心たるものは、かつて教皇の下であったあらゆる誤りよりも、さらに劣悪である。……しかし今や悔い改めを教えるのを無視〔放棄〕する者は、福音のもっとも重要な部分に関する一つを奪っているのである。

聴衆を痛悔へと駆り立てるために、まさに悔い改めが教えられねばならない。これは悔い改めの独自の〔優れた〕部分であり、聖書では殺すことと呼ばれている²⁵。

悔い改めについての説教を欠いたままでは福音の重要な一部分が欠けていることになり、それでは真の信仰の理解とはいえないし信仰ともならない。結果として民衆は以前の教皇時代よりもさらに酷い状況へと、「肉的な安心へと」(ad carnalem securitatem)、つまり心や魂や精神といった内面的なものではなく、あくまでも身体的、外面的、そして現世的な休心へと習慣づけられて

(adsuefacere) しまっている、とメランヒトンは記している。これまで見てきたように、ルターによる信仰義認論は人間の極めて内的な心の変容と生涯を一貫する全人的な再生に関わるものである。しかるに多くの民衆はこれを極めて外的に身体的にだけ受け止めてしまった。というのもメランヒトンによれば罪の赦ししか説かないような説教者が巷には溢れていたからである²⁶。福音のほんの一部のみを説く多くの聖職者とその結果を巡察によって目の当たりにしたメランヒトンは、ゆえにまずは悔い改めについて教え、人々を痛悔 (contritio) へと駆り立てていかなければならないのだ²⁷、と強調するに至ったといえよう。その後、ようやく罪の赦しが続くことになる。

教えの第二の部分は罪の赦しの教理もしくは信仰の教理である。これは、もし先行して畏れの教えもしくは悔い改めの教えを聞いているときにのみ、理解される。なぜなら、信仰は心の中に痛悔がなければ考えられない〔表現されない〕からである。したがって、そのように信仰を教えることにしよう²⁸。

「心の中の痛悔」(in corde contritio) を引き起こすように作用するのは、説教による「悔い改め」の言葉である。それは律法によって可能になる。あくまでもこの後に「罪の赦し」が続く。そして、この両者はキリスト者を生涯にわたり「実存のゼロ地点」²⁹ へと引き戻し、絶えずそこからの「再生」に参加する。その成果としてキリスト者の「成長」(crescere)、すなわち信仰の成長があることは、前稿で説明したとおりである³⁰。

ゆえに『巡察指導書』のオリジナルともいえる『条項』は、その最後を「律法について」で締め括っている。既述した背景をバックに、ここにメランヒトンがどうしても強調しておきたかった律法の理解が簡潔に示されているので、全訳しておこう。

律法は二つの理由から教えられねばならない。というのも〔律法には〕二つの効果があるからである。肉を抑制することと良心を震撼させることである。

したがって第一に未熟な〔訓練されていない無学な〕人々を抑制するように、〔律法は〕教えられ駆り立てねばならない。こうあるように、律法は法を犯す者〔無法者〕のために定められているのであり、明らかに命じられねばならない。同じく、律法は不正な者のために定められている。なぜなら神はそうした野蛮な生を喜びはしないからである。こうした〔野蛮に生きる〕人々は、自分たちの力や行いによって義とはされないと聞くと、自ら神から逃れようと夢想し、〔現世に〕縛り付けられているあいだは、もっとも破廉恥に生きるのである。こうした人々には神から最大の罰が与えられるのである

う。したがって教会で教えることで、[彼らは]大いに咎められねばならない。

第二に、良心を震撼させるために律法は教えられねばならない。こうあるように、律法によって罪が認識される。つまり、[結果として]人々は悔い改めへと駆り立てられ、悔い改めを通じて信仰へと、そしてキリスト教的な義へと至るのである。

こうした律法の二つの効果を眼前に置いて考察すべきである。ここで、教会で教える者は、入念に律法の教えを伝えるべきである。そうでなければ、信仰の教えが律法なしで伝えられるところでは、無限の誘惑が生じることになる。民衆は無頓着となり、自分は信仰の義を有していると夢見てしまう。なぜなら律法によって粉碎された心をもつ者、ただそういう人の中にだけ信仰は存在しうることを、彼らは知らないからである³¹。

これより『条項』においてメランヒトンがもっとも強調するのは、「肉の抑制」(cohercere carnem)と「良心の震撼」(terrere conscientiam)という、律法の①政治的用法と②神的用法の二つであることが明らかとなる。「再生」の途上にある人々に適用される③教育的用法には、もちろんここでは触れられていない。現実には「再生」について語るよりもはるか以前の状態にある。「律法なし」(sine lege)の夢想的な信仰からは、じつにさまざまな誘惑(infinita scandala)が沸き起こり、人々は貞節をなくして無節操となる。それが領内の社会秩序や倫理そして道徳の荒廃を招いている。真の信仰とは「律法によって粉碎された心」(contrita per legem corda)にのみ宿る。この点でメランヒトンがルター神学および信仰義認論を忠実に継承していることは明らかである。あくまでも第一の関心は人間の内面の変容に向けられている。

既述したように、こうして強調された律法重視がアグリコラとの反律法論争に繋がるのだが、しかしメランヒトンら巡察官の目には、行き過ぎた律法軽視による領内の教会や教育の混乱した様子こそ、決して看過できるものではなかった。アグリコラともトルガウでのルターとブーゲンハーゲンを交えての会談を経て、ようやくメランヒトンは翌年1528年、今度はドイツ語で『巡察指導書』をまとめた³²。

これはルターの序文を付加して公刊された³³。合計18の項目から成り立っている。最後には『条項』にはなかった「学校について」(Von Schulen)という項目を追加して大きな紙幅が割かれている。この中からメランヒトンがとくに(7番目)悔い改めについて、どのようにドイツ語でより多くの人々に訴えかけているか、明らかにしておこう。以下「正しいキリスト教的悔い改めについて」(Von der rechten Christlichen Busse)より。

さて上に示したように、悔い改めを説教すること、畏れを知らない人間を罰することは必要である。これらの人々は今この世にいたのであって、部分的には信仰の正しくない〔誤った〕理解に由来している。なぜなら彼らの多くは次のように聞いたからである。信じるべきである、そうすればすべての罪が赦される。信仰を語りなさい、そしてあなたたちは無垢であると思いなさい。〔すると〕それによってあなたたちは喜び安心するのだ。〔しかし〕そうした肉体的な安心は憂慮すべきものである。なぜなら〔それは〕この時代〔この世〕にとってすべての誤りであるから。それゆえに人が信仰について説教するとき、どこに信仰が存在しうるのか、そしていかにして人はそこに来たるのか、いつでも人々に教えるべきなのである。なぜなら正しい痛悔、正しい畏れそして神の前での震撼のないところに、正しい信仰はありえないからである³⁴。

まず「肉体的な安心」(fleischliche sicherheit) に対する警告がなされる。信じる者はすべて救われる。そうした安易な偽の信仰に対する戒めである。「正しい痛悔」(rechte Rewe)、「正しい畏れと神の前での震撼」(recht forcht vnd schrecken für Gott) という、信仰に至るまでの動因としての三契機が提示される。

人々に示す必要があるのは、この箇所である。なぜなら痛悔も罪に関する苦悩もないところには、正しい信仰もまたないからである。そこで詩編 147〔11〕にあるように、主はご自分を畏れる人々を、その慈しみを待つ人々を望む。また神ご自身がエゼキエル書 3 章で、もし説教者が〔自分たちが〕教える者たちの過ちと罪とを咎めなければ、神はその〔説教師者〕の心に監督の責任を求めると述べている。こうした判断を神は次のような説教者について語っている。人々に信仰について、罪の赦しについて多くを語るが、しかし悔い改め、神への畏れ、そして神の裁きについては語らない説教者である。そうした説教者を神はエレミヤ書 7 章〔6,14〕で叱責している。こう述べている。彼らは、わが民の傷を安易に癒して、「平和、平和」と言うが、平和などない。

もちろん神は、そうした安心〔を説くこと〕のゆえに、こうした説教者や生徒を厳しく非難する。なぜならそれは罪だからである。これについてエレミヤは 6 章〔15〕で、こう述べている。それを少しも恥ずかしいと思わず。そして聖パウロはエフェソの信徒への手紙 5 章で、心に痛みのない者、自分の野蛮な本性のまま生きる者を断罪している。そしてこう言う。すべて淫らな者、汚れた者、貪欲な者、つまり、偶像礼拝者は、キリストと神との国を受け継ぐことはできません。このことをよくわきまなさい。空しい言葉にだまされてはなりません。これらの行いのゆえに、神の怒りは不従順の

子らに下るのです。ですから、彼らの仲間になってはなりません〔エフェ 5,5-7〕³⁵。

あくまでも問題なのは「人々に信仰について、罪の赦しについて多くを語るが、しかし悔い改め、神への畏れ、そして神の裁きについては語らない」(die leut wol trösten vnd sagen viel vom Glauben vnd vergebung der sunde, Sagen aber nicht von Busse Gottes forcht, vnd Gottes gericht) 説教者たちであり、それに対抗する聖句をメランヒトンが列挙している。

こうして真の悔い改めとは、心からの痛悔とわが罪への苦悩〔悲嘆〕をもつことである。そして神の怒りと裁きを前にして心から震撼することである。これを痛悔と罪の認識という。肉の死も同じである〔Cf. ロマ 8,13〕。これもまた悔い改めという。ゆえに聖書では痛悔はさまざまな名称をもつ³⁶。

次に二つの痛悔について述べられる。

ある者は〔罪を〕殺すこと〔抑圧〕について語り、これは増し加わる肉を抑える話と理解される。新しい生のわざとは、そのための行いとは、肉を殺すことでなければならない。それが真の痛悔であり、それ以外にはない。

同じくある者は、人はすべての自然本性が悪意に満ちている等ということをも自己認識しなければならないとも語る。そうした言葉を人々が考えるとき、彼らは自己認識して、それによってのみ邪悪となる、と〔その者たちは〕思うのである³⁷。

しかし、これらはまだ外面的で浅薄な痛悔である。ゆえに、こう続けられる。

だがこれらは、自己認識と律法による罪の認識とは全く別の事柄である。なぜなら、これは罪を認識するということであり、それゆえに痛悔と苦悩を担うことであり、神の怒りと裁きを前にして、心より震撼することだからである。ダビデが罪を嘆き、そこに預言者ナタンが来て、そして罰するように。また別の箇所、サムエル記 12 章〔サム下 12,13〕にあるように。というのもダビデは自分が罪を犯したことを予め知っていたのだ。しかし彼はまだ悔い改めていなかった。ゆえに彼は真の〔正しい〕罪の認識をもっていなかったのである。

これは貴重な話であり、〔私たちの〕自然本性を知ること、すべて私たちにあるものは罪である〔罪に汚れている〕のを知ることである。初心者の平

信徒がこれを理解することはない。なぜなら人がすべての自己の善きわざを前にして驚き、善き行いの中でも罪を犯す、ということにはすぐにならない〔そうした認識には至らない〕からである。なぜならソロモンがコヘレトの言葉7章で言うように。地上には罪を犯さずに善のみを行う正しき者はいない〔コヘ7,20〕³⁸。

メランヒトンがルター神学を共有して言うのは、まず善い行いを含めて、すべて信仰によらずして自然のままになされる「わざ」(werck)が、罪によって汚れているということである。ゆえに「地上には罪を犯さずに善のみ行う正しき者はいない」のであり、すべての人間には我欲や肉欲があり、神の目からすればすべてが偽善となることが指摘されているが、しかしそれは「初心者の平信徒」(anfangenden leyen)には理解しがたい、とメランヒトンも認めている。それにもかかわらず次のように勧告する。

人は子どもをベンチ〔教会や学校の長椅子〕に行くように教えるべきである。こうして人は〔子どもたちに〕私たちすべてが理解する深刻な罪についての悔い改めと痛恨を教えるべきである。飽食、淫行、妬みや憎しみ、吝嗇、嘘やそれと同じようなものを咎め、痛悔へと駆り立てるのである。彼らは神の裁きの前に保ち、罰せられる。聖書の事例では、神は罪を罰したのであった。

だが偽善者には神の怒りと罰を忘れないようにすることが必要である。神に偽って仕える者、あるいは偽善者、これらは神の名をその見せかけの敬虔さで侮辱している³⁹。

真の悔い改めに向けた教育を子どものときから開始しよう。そのための学校の計画やカテキズムを含めた教材の開発にメランヒトンが積極的に取り組んだ様子は、すでに見たとおりである⁴⁰。

とかくするうちにある者は、神が私たちの心に真の痛悔を作り出すのであり、人々をそれに向けて戒めることはできないと考える。〔しかし〕神が真の痛悔に働きかけるのなら、言葉と説教を通じて働きかけるのである。そして人々を信仰に向けて戒めるように、神はそうした説教を通じて信仰に働きかけるのである。ゆえに人は痛悔へと戒められるべきであり、駆り立てられるべきである。そして神に、その人の中で悔い改めるように〔神の力、聖霊が〕作用するのに任せるべきである。なぜなら神は説教を通じて働きかけるからである。モーセが申命記4章で言うように、神は焼き尽くす火である〔申4,24〕。こうして神の裁きと怒りについての説教が私たちの内で痛悔に作用する〔私

たちを悔い改めさせるようにする] ことになるのである⁴¹。

ここでもメランヒトンは「説教」(predigt)という言葉による積極的な働きかけ、すなわち教育の必要性を強調している。神は私たちと共に働くのであり、私たちの言葉を通じて、そこに聖霊の力が加わることで、人間の心の再内奥に作用するのである⁴²。

よって悔い改めの第一の部分は痛悔と苦悩である。もう一つの部分はキリストのゆえに罪が赦されるとする信仰である。この信仰はよき意図に働きかける。ゆえに私たちは信仰と共に罪の赦しを得るのである。パウロがローマの信徒への手紙3章で述べているように〔ロマ3,25f.28〕。しかしこうした信仰は、しばしば言われてきたように、それ以前に痛悔と苦悩がないところには存在しえない。なぜなら信仰なしの痛悔はユダヤサウルの痛悔であり、それは絶望であるから。同じように痛悔なしの信仰は不遜であり肉적인安心である。この後に続くように〔使1,16-20.サム上31,1-6〕。

人は予め悔い改め(Busse, paenitentia)には三つの部分があることを教えられた。すなわち痛悔(Rew, contritio)、告解〔告白・懺悔〕(Beicht, confessio)、償い(Genugthuung, satisfactio)である。今は第一の部分について私たちは話をした。痛悔と苦悩は常に説教される。そして罪の認識と死とは痛悔と苦悩のことである。人がこの言葉、痛悔と苦悩を用いるのもよいことである。なぜならこの言葉は明確かつ明瞭に理解されるからである⁴³。

このように最後にメランヒトンはこれまでの見解を集約し、「悔い改め」(Busse, paenitentia)の三部分、すなわち「痛悔」(Rew, contritio)、「告解〔告白・懺悔〕」(Beicht, confessio)、「償い」(Genugthuung, satisfactio)を挙げる。これらの説明が『巡察指導書』では続けられる。

以上『条項』および『巡察指導書』より、メランヒトンが律法すなわち法のもつ価値や役割そして用法を、どのように捉え、なぜそれを強調せざるをえなかったのか、自身が記したテキストに基づきながら跡づけてみた。

ところで1527年前後の巡察を境としてメランヒトンの思想変遷上で見逃すことのできない重要な変化が、人間のもつ自由意志への限定的な信頼の強調に見られる。これはキリスト教的自由の捉え方ともリンクしている⁴⁴。『条項』では「律法について」の前二つが「キリスト教的自由について」(de libertate christiana)と「自由意志について」(de libero arbitrio)となっている。『巡察指導書』では12番目が「自由意志について」(Vom Freyen willen)、13番目が「キリスト教的自由について」(Von Christlicher fryheit)となる。引き続き『巡察指導書』より、

自由意志についてのメランヒトンの理解を明らかにしておこう。これと法の価値の強調とは密接に関連している。以下「自由意志について」より。

自由意志についても多くが語られている。ゆえにこの短い指導書でも記しておかなければならない。

人は法や罰に駆られて自分の力で外的な行いをしたりさせたりする自由意志をもっている。ゆえに人はこの世的な正しさ〔現世的正義〕やよい行いを自らの力でなそうともする。神がそのように定め保つのである。パウロはこれを肉の義〔正しさ〕と呼ぶ。これは肉が、あるいは人が自分の力から行うものである。こうして人は自らの力で正しさを行使するのであるから、悪を避けたり善を行ったりする選択と自由をもっているのである。神はそうした外的なあるいはこの世的な正しさを求めている。ガラテア信徒への手紙3章に記されているように、律法は外的な違反を明らかにするために付け加えられた〔Cf. ガラ 3,19〕。そしてテモテへの手紙一1章では、律法は正しい者のためにあるのではなく、不法な者や不従順な者、不敬虔な者や罪を犯す者のためにある〔一テモ 1,9〕。すなわち聖パウロはこう言おうとしているのである。私たちは自らの〔固有の〕力で心を変えることはできないが、外的な違反を防ぐことはできる、と。また神には粗野で異教徒的な生活は喜ばれないことを教えるべきである。神は各人にそうした正しさ〔外的義〕を求めている、このような粗野な人間をあらゆるこの世的な労苦〔罰〕と永遠の痛みでもって厳しく罰するのである⁴⁵。

パウロの「肉の義」(gerechtigkeit des fleischs)に含まれる、あくまでも「外的な行い」(eusserliche werck)に関して、人間には「自分の力で」(aus eigener krafft)それをしたりしなかったりという自由意志をもっている。それは悪を避けたり善を行ったりする「選択と自由」(wahl vnd freyheit)のこと、つまり選択する意志の自由である。これはあくまでも法や罰に駆られてのことであるが、社会道徳や倫理そして秩序を安定して保持する上で極めて重要である。メランヒトンが生きた時代は、まさに社会的に不安定な時代であったから、これを強調するのはなおさらである。だが「私たちは自らの〔固有の〕力で心を変えることはできない」(Wir können das hertz aus eigener krafft nicht endern)という点も重要である。ここは律法の神的用法の次元である。自由意志は律法の政治的用法の次元において機能する。あくまでも「外的な違反」(eusserlich vbertretung)を防ぐことが先決なのである。

ところがこの自由は悪魔によって妨害されている。というのも人が神によっ

て保護され支配されない限り、これを悪魔は罪へと駆り立てるからである。その結果、彼は外的な正しさも響かせることがない。そうしたことを知るのには必要なことであり、人々は学ばなければならない。神の許に助けを求めない人間が、いかに弱く惨めであるか。こうしたことを私たちは認識すべきであり、神に助けを願い求めなければならない。神が悪魔を阻止し、私たちを守り、私たちに真の神的な恩恵を与えてくれるように、と⁴⁶。

メランヒトンが祈りの重要性を唱える。メランヒトンにとって「悪魔」(teuffel)は、当時の人々がそうであったように、実在する現実の魔力と捉えられていた⁴⁷。

次に人は自分の力で心を清めることはできない。そこで神の恩恵が作用する。それは、罪についての真実の悔恨、真の汚れない神への恐れ、真の信仰、心からの愛、純潔、復讐心に燃えていない状態、真の忍耐、切なる祈り、貪欲ではない状態等をもたらす。

こうしてパウロはローマの信徒への手紙8章でこう述べている。自然の人は神的に活動することはできない。神の怒りを見ない。ゆえに神を正しく畏れることをしない〔ロマ8,7〕。神の慈悲深さを見ず、ゆえに神を正しく信頼し信仰しない。だから私たちは絶えず願い求めなければならない。神がその恩恵を私たちの内で作用するように欲するように、と。これがキリスト教的な正しさ〔義〕なのである⁴⁸。

「人は自分の力で心を清めることはできない」(der mensch aus eigener krafft das hertz nicht reinigen)。これこそが律法と福音を両軸とする信仰義認論のライトモチーフである。自由意志の力が及ぶ範囲も、あくまでも「この世的な正しさ」(weltliche frümlichkeit)と、そこでの「善行」(gute werck)に限定されている。しかしながら、この領域あるいは次元での自由意志と法が果たす役割が、実際の生活上では重要であることに変わりはない。メランヒトンによれば、たとえ律法および法に駆られてでも、人間は自らの意志の力により、外的に正しい選択をすることができる。重要なのは、そうした自由な選択の意志と力を人間はもっている、という点である。ただし、これも絶えず「悪魔」からの妨げに遭っている。ゆえに私たちには常に助けが必要である。神に助けを求めなければならない。すなわち祈らなければならないのである。

さて今ここでメランヒトンが念頭に置いているのは、あくまでもこの現実の生活と社会における秩序の問題であった。領内の社会秩序、倫理や道徳の再建に、メランヒトンは当局の責任者の一人として、積極的にコミットしていたからである。ゆえに『巡察指導書』の最後は「学校について」で締め括られるが、これに

については既出の別稿に譲るとしよう⁴⁹。

3 節 自由意志の思想的背景

『巡察指導書』の背景と内容について明らかになった後、次に法や律法そして自由意志を強調するメランヒトンの思想的背景について見ておこう。すでに拙著でも解明したようにメランヒトン思想のコア部分は、古代ギリシア・ローマの古典注解とキリスト教の聖書注解の有機的統合体として形成されている⁵⁰。『巡察指導書』やカテキズムをめぐるアグリコラと対立していた1527年、実務の世界でも慌ただしく活躍するメランヒトンは時代と社会の要請に応じようと、元来の人文学者（フマニスト）として ad fontes（源泉へ）という本来のスタイルを貫徹しながら、聖書と古典にその回答を見いだそうと沈潜し模索していた。その成果の一つが『コロサイの信徒への手紙注解』（Scholia in Epistulam Pauli ad Colossenses）である。1527年に至るまでもメランヒトンはさまざまな古典作品および聖書に関する講義や注解を大学で行い、かつ出版もしているが⁵¹、とりわけ1527年の『コロサイの信徒への手紙注解』は、メランヒトンの自由意志論を思想的に基礎づける上で極めて重要な資料である⁵²。しかも、そこには法の価値を重視する理論的根拠も示されている。日本ではこれまで詳しく取り上げられてこなかった『コロサイの信徒への手紙注解』、とくに2章8節を資料として⁵³、該当する部分のみ抽出しながら見ていこう。聖書『コロサイの信徒への手紙』2章8節には、「空しいだまし事の哲学によって、人のとりこにされないように気をつけなさい」というパウロの言葉が記されている。この聖句に関するメランヒトンの解釈が『注解』に述べられている。

要するに、メランヒトンは哲学の限定的な有効性と有用性を説くと同時に、その根拠ともなる人間の理性にも限定的な一定の能力と効力とを認める。先の選択の意志の自由すなわち自由意志に関しても、どの選択をするのかを判断する力すなわち判断力 (iudicium) は理性 (ratio) による。人間には生まれつき自然本性より理性が予め備わっていて、それは今でも有効であると見なすのがメランヒトンの基本的立場である。

哲学、それは話すことの知識、自然の事物の知識、市民の道徳の知識という限界内にあり、自然や市民の道徳に関する事柄について多くの事柄を証して教え、確かな理性によって捉えられるものである。これは神による真によき創造である。すなわち、それは自然と市民の事柄における理性による判断そのものであり、神はこれを人間の自然本性に真実かつ確実に付与している。パウロはローマの信徒への手紙2章〔15節〕で述べている。異邦人は「心

に記された神の法」をもっている。つまり判断力 (*iudicium*) をもっているということであり、それによって〔どの人間も〕判断することができるのである。だれも傷つけられるべきではない。親切に対しては感謝されるべきである。当局に対しては従うべきである、など。ゆえに人間は神より市民道徳に関する真に確かな判断力をもっているのであり、同じく自然の事物に関する、数えることに関する、計ることに関する、建築に関する、病気の治療に関する〔真に確かな〕判断力をもっているのである⁵⁴。

「理性による判断」(*iudicium rationis*)の能力は、キリスト者でなくともすべての人間の中に、私たちの中にも、自然本性として神から真実かつ確実に与えられている (*Deus dedit humanae naturae verum et certum*)。パウロはそれを「心に記された神の法」(*legem Dei scriptam in cordibus*)というが、これはメランヒトンの「自然法」(*ius naturae, lex naturae, lex naturalis*)とも通底する⁵⁵。とくにキリスト者でなくとも人間であるならば誰しも自然に市民道徳について (*de civilibus moribus*)の着実な判断力を有しているはずであるとメランヒトンは見なすのである。これは道徳哲学のみならず自然哲学の領域についても同じである。数学や幾何学や建築学や医学など人間のモラルのみならず自然と関わる領域でも、理性による判断は極めて有効である。つまりメランヒトンによれば聖書に根ざすキリスト教思想からも、法や律法および自由意志は先験的に人間の自然本性内に基礎づけられることになる。

再び道徳哲学のそうした規則に戻ると、これは自然本性から明るみに出され、あるいは自然法から獲得されている。これを神は私たちの魂〔心〕(*anima*)に記入したのだ。そしてモーセの石に書き込んだのと同じように神聖な法として私たちに保持されることを望んでいる〔出 31,18;34,1ff.〕のだ。ここから賢明な力によって、これを神は国家を確立するために建てたのだが、さらに法も派生し、これによって裁判権が行使され、事柄が識別され、悪事が罰せられることになるのである。これらをパウロは神聖な秩序と呼ぶことをためらわなかった〔ロマ 13,1ff.〕。聖書の明白な文言によって、この哲学の部分が是認されているのをあなたたちは見出す⁵⁶。

「自然本性から」(*ex natura*)、「自然法から」(*ex legibus naturae*)から、「道徳哲学の規則」(*praecepta moralis philosophiae*)はあって、それを「神は私たちの心に記入した」(*Deus animis nostris inscripsit*)のである。ここに法も由来している。ただし、この道徳規則や法を有効に起動させるには、メランヒトンによれば何にもまして教育が必要である。自然哲学の必要性和有用性を説いた後、メランヒト

ンはこう続ける。

哲学の他の一部も必要である。それは道德規則 (*morum praecepta*) を教え、国家を支配する法をもたらし。というのも人間的な道德へと個人を形成していくある種の教えや教育 (*doctrina et paedagogia*) が人間には必要であるからである。まずこの目的のためにヘシオドスやホメロスなどの詩が書かれている。人間の自然本性の入念な考察の後に哲学者はその規則の根拠を探究し、秩序に従って徳の種類を描き出す。ちょうどキケローが『義務について』、アリストテレスが『ニコマコス倫理学』の中で、これを行ったのを私たちは見出す⁵⁷。しかし、それらの知識がどれほど道德にとって役立つことか。それには素晴らしいものがある。それはあらゆる共同生活において、どれほどふさわしく関係のあることか。国家の事柄を処理するために、司法権を行使するのに、そして他の多くの人間に関わる仕事をするのに、これを獲得している主人は、さらにふさわしいであろう⁵⁸。

いわば道德教育のうえでもヘシオドスやホメロスさらにキケローやアリストテレスといった古典作家によるテキストは重要な教材〔陶冶財〕としてもメランヒトンには見なされていて、むろんこれらを余すところなくカリキュラムに取り入れた様子については既述した⁵⁹。ここで指摘しておかなくてはならないのは、こうした学問によって訓練されていない人々、つまり無学で無知で無教養であることの弊害である。

こうした学問によって訓練されていない者には、人でなしの獣から多くは隔たっていないだろうと思われるような、そうした道德が生じてくることだろう。というのも耕地は、もし耕されもせず種を蒔かれもしなければ、ちょうどやせてしまうか、もしくは無用の雑草が茂ってしまうように、同じく人間の精神も教え〔学問〕によって駆り立てられ〔高められ〕刺激され〔練習され〕なければ、墮落した習慣によってより鈍くなるだけでなく、全く台無しにされてしまうからである⁶⁰。

「人間の精神」(*mentes humanae*) も「耕地」(*ager*) と全く同様、こちらは学問によって耕されて手入れされなければ荒れ放題になり、「墮落した習慣によって」(*prava consuetudine*) 壊滅されてしまい、その結果もはや人間とはいえないようなモラルの状況に陥ってしまう、とメランヒトンは述べている。一にも二にも必要なのは言葉による、古典的な優れたテキストによる、*doctrina* と *paedagogia* である。

このようにメランヒトンは、聖書注解という大学での日常的営みの中からも法

の価値と自由意志を強調してよい理由を思想的に裏づけていった。『巡察指導書』の社会的背景と共に、ヴィッテンベルク大学での講義、教育、そして著述といった「ドイツの教師」メランヒトンの本来の学問的的日常が、その思想的背景として彼の実務的活動を支えていたことが、この『コロサイの信徒への手紙注解』からも余すところなく読み取れるであろう。

おわりに

メランヒトン『巡察指導書』の背景と内容について、社会的にも思想的にも、とくに法の価値と自由意志を強調する理由を、原典資料に基づきながら明らかにした。これはカテキズムをめぐるアグリコラとの対立の背景でもある。こうした外的かつ内的な背後事情をバックにメランヒトンは1543年の『子どものカテキズム』(Catechesis Puerilis)を総まとめとしてさらなるカテキズムの制作に取り掛かるが、その成立の詳しい過程、内容、構造等に関する論考は、次稿に譲りたい。ちなみにアグリコラとの反律法論争もさらに拡大されて繰り返されることになる⁶¹。

前稿でも指摘したように、アグリコラはあくまでも神学者として律法がもつ規律としての役割を神学的には低次のもの—あるいは無用—と捉え、福音がもつ愛の役割のほうを遥かに高次で強力なものと見なした。それは初期のルター神学との出会いがもたらした衝撃的なインパクトであった。悔い改めを惹起するのは福音による愛であって決して律法ではないとの認識である。

しかしメランヒトンはあくまでも倫理学者として、そして神学者さらに教師として律法の拡充された積極的な役割を見出した。その背景には上に見たように、単に神学的な思想の裏づけがあるのみならず、のびきならない現実への具体的な対応を迫られるという社会的な要請があったのである。『コロサイの信徒への手紙注解』でもメランヒトンは「もし神の前で市民的な正しさだけで十分であると判断するなら、哲学は義認について誤りを犯す」⁶²と付言することを忘れてはいない。しかも「自身の自然本性から悪徳に対抗する力を理性は十分にもっていると見なし、聖霊は必要ではないと見るとき、哲学は誤りを犯す。聖霊は、自然本性の虚弱から、あるいは悪魔から、私たちが大きな不品行へと導かれないようにするため、心を再生し、私たちを矯正するのである」⁶³と哲学や理性の限界、私たち人間の判断力の脆弱性と、それを「祈り」によってサポートする必要性を十分に認めている。それにもかかわらず「哲学あるいは理性による判断力は、神の意志について信頼に足るものを何も保証することはできないが、しかし自然の事物や市民道徳について正しく判断ができる」⁶⁴。これによって人間社会の道德化は可能となるのである。こうした資質あるいは能力が人間の自然本性には、たとえ墮罪後の破壊にさらされているとはいえ、自然法と共にまだ残っているとメ

ランヒトンは考えていた。これは人間の教育や再生による成長を理論的にも擁護するうえで極めて重要な見方だといえよう。この人間学的基礎に根ざした教育原理より社会の道徳的改造が開始され⁶⁵、次に「心を清めること」(das hertz reinigen)という神のわざが準備されることになるのだから。かつて親友カメラリウスに宛てた 1525 年 1 月 22 日付の書簡の中でメランヒトンは記している。

私は生を改善するという以外のこと以外のいかなる理由からも神学をしたことは決してないと自覚している。

Ego mihi ita conscius sum non aliam ob causam unquam θεολογηκέναι, nisi ut vitam emendarem⁶⁶.

メランヒトンにおいて「生(人生・生活)」(vita)の「改善(改良・治療)」(emendare)と人間社会の道徳化は一体である。その中心には言うまでもなくルター神学がある。メランヒトンのライフワークを一文で凝縮した述懐といえよう。

これは後に敬虔主義(Pietismus)を經由してカント(Immanuel Kant, 1724-1804)が『教育学』(Über Pädagogik, 1803)で語ったような「心術」(Gesinnung)の「純化」(Reinigung)、すなわち「道徳化」(Moralisierung)へと伸びていく⁶⁷。「ドイツの教師」(Praeceptor Germaniae)とメランヒトンが尊称される所以は、すでに 16 世紀宗教改革の時代、こうした啓蒙期へ繋がる人間学的かつ教育学的な視点を提示していた点にも見出されるであろう。ただし—後に啓蒙的とされる—理性に対する信頼は、すでに見たように、メランヒトンにおいて極めて限定的であることを忘れてはならない⁶⁸。なお、ここでポイントとなるメランヒトンにおける自然法概念とその思想史上の由来や展開、さらにその意義の解明については、改めて次の研究課題として着手する予定である。

〈註〉

- 1 平成 31 年度科学研究費助成金(基盤研究 C、課題番号 19K00112)による研究成果の一部として公表された、拙稿「メランヒトンとアグリコラーカテキズムをめぐって—」国士館大学人文学会編『国士館人文学』10 号(通巻 52 号)所収、2020 年、21-45 頁、参照。これに続く研究成果の一部が本稿である。
- 2 メランヒトンの肉声を伝える最新の書簡資料は現在も刊行中である。Melanchthons Briefwechsel . Kritische und kommentierte Gesamtausgabe. Im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften hg. v. Heinz Scheible. Abt. Regesten, bearbeitet von Heinz Scheible und Walter Thüringer. Stuttgart/Bad

Cannstatt 1977ff. および Melanchthons Briefwechsel . Kritische und kommentierte Gesamtausgabe. Im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften hg. v. Heinz Scheible. Abt. Texte, bearbeitet von Richerd Wetzels, unter Mitwirkung von Helga Scheible, ab Bd.T11 von Christine Mundhenk. Stuttgart/Bad Cannstatt 1991ff. 本稿では後者を MBW.T の略号で示し、以下巻、頁、行の順で表示する。メランヒトンの書簡について詳しくは、次を参照。Mundhenk, Christine : Briefe. In : Frank, Günter (Hg.) : Philipp Melanchthon, Der Reformator zwischen Glauben und Wissen. Ein Handbuch. Berlin 2017. S.303-319. およそ 9750 に及ぶメランヒトン書簡の文書目録については、ハイデルベルク科学アカデミー・メランヒトン研究所 HP よりオンラインで検索可能である。 <https://www.haw.uni-heidelberg.de/forschung/forschungsstellen/melanchthon/projekt.de.html> (2020年8月22日閲覧)

- 3 拙稿前掲、24-25 頁、拙著『メランヒトンの人間学と教育思想—研究と翻訳—』成文堂、2018 年、91 頁以下、参照。
- 4 すでに 1524 年よりツヴィッカウの牧師ニコラウス・ハウスマンより要望はなされていた。Cf. Delius, Hans-Ulrich (Hg.) : Martin Luther. Studienausgabe. Bd.3. Berlin 1983. S.402. Cf. Frank (Hg.), op.cit., S.129. 中村賢二郎ほか編訳『原典宗教改革史』ヨルダン社、1976 年、111 頁以下、参照。
- 5 同上書、112-113 頁。
- 6 当局の教育責任に関して詳しくは、拙著『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』溪水社、2001 年、88 頁以下、参照。
- 7 Sehling, Emil (Hg.) : Die Evangelischen Kirchenordnungen des XVI. Jahrhunderts. Bd.1. Sachsen und Thüringen, nebst angrenzenden Gebieten. Leipzig 1902. S.142-148.
- 8 中村賢二郎ほか編訳前掲書、114 頁。Ibid.,S.143.
- 9 拙著前掲『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』、214 頁以下、拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、81-102 頁、参照。
- 10 Cf. Scheible, Heinz : Melanchthon. Vermittler der Reformation. Eine Biographie. München 2016. S.98ff.
- 11 MBW.T 3. S.126-127. Z.21-23.
- 12 MBW.T 3. S.131. Z.12-17.
- 13 MBW.T 3. S.199. Z.7f.
- 14 MBW.T 3. S.202. Z.52.
- 15 メランヒトンが痛烈に批判する多くの名もない市井の説教については、管見する限り、残念ながら文書資料としては残っていない。ルターやメランヒトンらとは異なり、本稿でも示されているように彼らは無学であり、それらを文字にして残すことはなかった。あるいは残したとしても、保存に値すると見なされない限り、散逸して消失してしまったものと思われる。したがってメランヒトンが伝えるところのものを資

料として類推するしかない。比するに当時の宗教改革運動に対抗した目ぼしい人々の文書については、資料として次がある。Laube, Adolf (Hg.) : Flugschriften gegen die Reformation (1528-1524). Berlin 1997. Laube, Adolf (Hg.) : Flugschriften gegen die Reformation (1525-1530). Berlin 2000. 拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、91頁以下、参照。ちなみにルター以前の中世におけるキリスト教説話集としては、『ゲスタ ロマノールム』伊藤正義訳、篠崎書林、1988年、参照。

- 16 そもそもルターの極めて内面的な出来事である信仰義認論やこれに基づくルター神学が、あまねくすべての人々に「正しく」伝わるということはありません。だがヴィッテンベルクの宗教改革者たちを中心にして主流派が形成されると、彼らもまたかつてのカトリック教会と同様に、自らを正統派と見なし、教義に合わない者たちを排除し始める。ルターおよびメランヒトンが忌み嫌った再洗礼派や熱狂者たちもそれに当たる。こうした宗教改革史を彩るマイノリティーへの理解も近年では進んでいるし、忘れてはならない。踊共二編『記憶と忘却のドイツ宗教改革—語りなおす歴史 1517-2017—』ミネルヴァ書房、2017年、とくに287頁以下、参照。踊氏からは貴重な助言を頂いた。この場を借りて感謝申し上げる。またルター派内部でも論争や対立は繰り返された。事程左様に当のメランヒトンに対してもさまざまな批判が繰り返された。後に彼ら一派はフィリップ派(Philippisten)と呼ばれ正統ルター派と激しく対立した。Cf. Kobler, Beate : Die Entstehung des negativen Melanchthonbildes. Protestantische Melanchthonkritik bis 1560. Tübingen 2014.
- 17 これはルターのカテキズムでも強調される点である。拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、114頁以下、参照。ちなみに赦しの歴史に関しては、次を参照されたい。ドリュモー『告白と許し—告解の困難、13-18世紀—』福田素子訳、言叢社、2000年。
- 18 いわゆる「生と教育の非連続的形式」(unstetige Formen des Lebens und der Erziehung)については、ボルノー『実存哲学と教育学』峰島旭雄訳、理想社、1966年、とくに18頁以下、参照。ボルノーもこの中で一般的な連続的事象を扱う教育学に対して、非連続的事象を扱う教育学の可能性がキリスト教の「悔い改め」にも由来していると指摘している。とりわけ「覚醒」(Erweckung)という概念について、同書、74頁以下、参照。
- 19 拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、26頁以下、参照。
- 20 Sehling (Hg.), op.cit., S.148-149.
- 21 Corpus Reformatorum. Bde.1-28 : Philippi Melanchthonis opera quae supersunt omnia. hg. v. Karl Gottlieb Bretschneider und Heinlich Ernst Bindseil. Halle/Braunschweig 1834-1860. CRの略号で示し、以下巻、頁、行の順で表示する。CR 26, S.7-28.
- 22 Cf. Krenz, Natalie : Kirchenreform und -visitation. In : Frank (Hg.), op.cit., S.125-139.
- 23 Cf. Koch, Ernst : Die Bedeutung von Gesetz und Evangelium nach dem »

Unterricht der Visitatoren 《. In : Bauer, Joachim / Michel, Stefan (Hg.) : Der 《
Unterricht der Visitatoren 《 und die Durchsetzung der Reformation in Kursachsen.
Leipzig 2017. S.201ff.

24 CR 26, S.8.

25 CR 26, S.9.

26 注 15、参照。

27 ちなみに中世以来の「不完全痛悔」(attritio)との関係については、ドリユモー前掲書、
55 頁以下、参照。

28 CR 26, S.10.

29 拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、119 頁以下、参照。

30 拙稿前掲、38-39 頁、参照。

31 CR 26, S.28.

32 Melancthons Werke in Auswahl. hg. v. Robert Stupperich. 7Bde. Gütersloh 1951-
1975. z.T. 2.Aufl. 1978-1983. 本稿では MSA の略号で示し、以下巻、頁の順で表示する。
Cf. MSA 1, S.215.

33 MSA 1, 216-271. 抄訳は『宗教改革著作集 15』徳善義和ほか訳、教文館、1998 年、19-47 頁。
ただし抄訳には本稿で訳出した箇所は含まれていない。訳するに際して Delius(Hg),
op.cit., S.402-462. も参照した。

34 MSA 1, S.243.

35 Ibid.

36 MSA 1, S.244.

37 Ibid.

38 Ibid.

39 Ibid.

40 拙著前掲『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』、214 頁以下、拙著『近代教育
思想の源流—スピリチュアリティと教育—』成文堂、2005 年、165-184 頁、参照。

41 MSA 1, S.245.

42 「聖霊」(spiritus sanctus)はメランヒトンにとって自然哲学的にもアクチュアルな力と見
なされていた。拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、26-56 頁、拙著前掲『近
代教育思想の源流』、201-212 頁、参照。

43 MSA 1, S.245.

44 拙稿前掲『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』、143 頁以下、参照。

45 MSA 1, S.252.

46 Ibid.

47 拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、50 頁以下、参照。

48 MSA 1, S.252-253.

- 49 拙著前掲『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』、222-230 頁、参照。
- 50 拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、18-25 頁、参照。
- 51 Cf. Kuroepka, Nicole : Philipp Melanchthon. Wissenschaft und Gesellschaft. Tübingen 2002. S.258-287.
- 52 Cf. Ibid., S.273-275. Wengert, Timothy J. : Law and Gospel. Philip Melanchthon's Debate with John Agricola of Eisleben over Poenitentia. Grand Rapids 1997. S.79-94. Wengert, Timothy J. : Human Freedom, Christian Righteousness. Philip Melanchthon's Exegetical Dispute with Erasmus of Rotterdam. Oxford 1998. S.87-96.
- 53 この部分全体は、拙訳「メランヒトン『コロサイの信徒への手紙注解』(1527年)より2章8節部分」国士館大学初等教育学会編『初等教育論集』21号所収、2020年、89-101頁、参照。
- 54 MSA 4, S.230.
- 55 拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、65頁以下、参照。
- 56 MSA 4, S.234-235.
- 57 『キケロー選集9』岩波書店、1999年、136-137頁、アリストテレス『ニコマコス倫理学(上)』高田三郎訳、岩波文庫、2009年、92-98頁、参照。
- 58 MSA 4, S.234.
- 59 さしあたり拙著前掲『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』、222-237頁、拙著前掲『近代教育思想の源流』、142-164頁、拙著『習慣の教育学—思想・歴史・実践—』知泉書館、2013年、136-147頁、拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、57-102頁、参照。
- 60 MSA 4, S.234.
- 61 Cf. Wengert, op.cit. Law and Gospel, S.139-175.
- 62 MSA 4, S.239.
- 63 MSA 4, S.240.
- 64 Ibid.
- 65 拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、57—80頁、参照。
- 66 MBW.T 2. S.240. Z.22-23.
- 67 『カント全集17』岩波書店、2001年、232頁、参照。Cf. Rink, D. Friedrichn Theodor (Hg.) : Immanuel Kant über Pädagogik. Königsberg 1803. S. 21. カントとの繋がりに関しては、金子晴勇『キリスト教霊性思想史』教文館、2012年、430-436頁、参照。ちなみにカントは「われわれは訓練と教化〔文化〕と文明化の時代に生きているが、しかし道徳化の時代に生きるのはまだ先のことである。人間の現在の状態においては、国家の繁栄につれて人間の悲惨さが同時に増大していると言ってかまわない。それゆえに、こうした教化〔文化〕がまったく見出されない〔文化的に〕粗野で未開な状態のほうがわれわれの現在の状態よりも、われわれは幸福なのではなからうかといった疑問が、

いまだに存在しているわけである。というのも、人間が道徳的で賢明にならないならば、どうして人間を幸福にすることができるであろうか〔できるわけがないからである〕。道徳的に賢明にならなければ、悪の量が減少するようなことはないのだ(同上書、233頁、傍点引用者、Ibid., S.22-23)と続けて述べている。状況は現代でも全く同じのように見受けられる。

- 68 現代における日本を含め世界中の教育状況を概観するに、カントが言う現世的な「熟達性」(Geschicklichkeit)や「伶俐さ」(Klugheit)の訓練や教化がますます主流となり、「真に善い目的だけを選択するような心術の獲得」(同上書、232頁、Ibid., S.21.)は付け足し程度にしか顧みられていないように思われる。啓蒙のプロジェクトとしてカントも道徳化の時代に生きるのはまだ先のことと述べているように、現代に生きる私たちにとても遥かに先のことになりそうである。否、むしろこれは教育による未完のプロジェクトなのかもしれない。いわゆる資本主義とグローバリズムが席卷する物質的繁栄に比例して、同時に人間の悲惨さも増大するという事態にはさらに拍車がかかっている。ルターやメランヒトンがカテキズムを通じて「教育的」に働きかけようとしたのは常に人間の「心」に対してであり、その純化こそが最終の目的であった。よってルターとメランヒトンによれば、いくら理性による「道徳化」を進めようと自ら努力しても、必ず徒労に終わることになる。なぜなら彼らはそもそも「人は自分の力で心を清めることはできない」ことを起点としていたからである。理性の限界を十分に弁えていたのだ。すると「神は死んだ」と言われ、ポストモダンも色あせて見える今日、教育が向かう先は、最終的には人間の幸福とは真逆の暗闇と混迷と悲惨でしかないのだろうか。はたして人間は今後とも「自分の力で」理性によって悪を減らしながら同時に幸せへと近づいていけるのであろうか？

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP19K00112 の助成を受けたものです。